

療養費同意書について

37兆円、4000億円、517億円、317億円。

この数字は、厚労省保険局発表の数字で、それぞれ国民医療費、柔道整復療養費（ほねつぎ、整骨院）、マッサージ、はり・きゅう療養費の1年間の支払い額である（平成22年）。厚労省には、あはき療養費検討専門委員会があり、毎年“あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）”の療養費の改定について審議しています。また柔道整復療養費検討専門委員会も設置され（平成24年5月）毎年国民医療費の伸びを上回って増加している医業類似行為に関して適正化の検討がなされています。診療科別の医科診療所の外来医療費、小児科3500億円、耳鼻科3900億円をこえる金額が療養費として支払われています。

今回は、1年間で800億円以上使われる“あはき”療養費について考えてみます。保険診療で主治医が当該疾病に係る患者に対して、あん摩、マッサージ、指圧、はり・きゅうの施術に係る同意書または診断書を交付した場合に医療機関は保険上交付料を算定できます。また、同意した疾患に対する医業類似行為にも保険が適応されることとなります。その対象疾患は、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものとされています。医師がお手上げた疾患ということです。つまり、個々の患者さんにもよりますが、治療手段があるものは対象となりません。また、はり・きゅうの場合は同一疾患に対して医師の治療と併用はできなくなります。

はり・きゅうの場合、対象疾患として具体的に考えられているものは、主として神経痛、リウマチ、また頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫等の慢性的な疼痛を症状とする疾患に限り支給されることになっています。この6疾病以外は、医師から提出された診断書の内容から適当な治療手段のないものであるかどうかを保険者が個別に判断、支給の適否が決定されます。

常識的に考えると、医療機関を受診したその初診日に同意書が出ることは考えられません。あくまでも医療機関の治療では治りにくい、また医師による適当な治療手段がない場合に医師は同意書を記入すべきです。

平成24年2月、厚労省保険局医療課は事務連絡という形で「マッサージ」に関して診断名に関係なく医療上マッサージを必要とする場合、支給対象とすると通知しました。つまり、疾患名ではなく、筋麻痺、関節拘縮などの症状により適応としました。骨折、脱臼、脳血管障害による拘縮、麻痺等も医師の同意があれば療養費の支給対象となりました。

ここで特筆すべきことは、医療保険で疾患別リハビリテーションはその期間が概ね90~180日間と決められているが、マッサージ等には期間や回数制限は設けられていません。医師の“再同意”さえあれば永遠に施術が可能となります。最近では、全国津々浦々“訪問マッサージ”を電話で勧誘している例が多く、平成23年には、あん摩、マッサージ、指圧療養費のうち64%が訪問（往療料）で占められています。また平成25年9月22日の読売新聞によると、ある医療コンサルト会社が複数の鍼灸院を内科医に紹介し、たくさんの同意書が作成されていると報じられました。これは、保険者が、ある医療機関が初診日のみ1日の受診でレセプト上に同意書の交付料も同時に請求してきている例が多くあったため、気づいたことと思われれます。いわゆる患者紹介ビジネスです。

もうひとつの問題点は、往療を行うマッサージ店が、介護保険のケア・マネージャに対して在宅の介護保険の対象の患者さんで介護保険の給付限度額をいっぱい使っているため、リハビリテーションを受けられないときに、「マッサージは医療保険で受けられるリハビリテーション」ですと宣伝していることです。また“訪問マッサージ活用術”という本まで販売されています。ここまできるとリハビリの定義自体がかなり混乱の“きわみ”ですが、マッサージの施術（特に往療）に関する同意書を記入するかどうか、また記入しなければならないのかという問題は、医師一人一人の

この制度に対する理解と個々の患者さんに真に必要な施術、往療なのか慎重に判断する必要があると思います。同意書はリハビリに造詣が深く、その疾患をきちんと主治医として治療している医師が記入したほうが良いと思われます。（当然、自費で行う場合には同意書は不要です。）

最後に、同意書とは関係ありませんが、“はり・きゅう、マッサージ”と“ほねつぎ（柔道整復師）”の施術の請求制度は異なります。現在、前者は原則“療養費支給”です。つまり施術を受けた人が全額を支払い、後に自分で各保険者から“償還払い”を受けます。しかし柔道整復療養費は施術を受けた人に代わって、各保険者に柔道整復師が直接請求する“受領委任払い”制度です。これは、昭和22年12月に「あんま、はり・きゅう、柔道整復営業法」が公布された後に、昭和45年4月「柔道整復師法」が単独に独立し成立したためです。この柔道整復師の受領委任払い制度で、急性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷の損傷に保険が適応されています。医師の同意は概ね必要ではありません。しかし、あくまで“急性”期の外傷です。そして、現在では“亜急性”という言葉で、長期間、他部位に行われる施術もあります。